

第2部 災害予防計画

第1章 風水害に対する災害予防対策

第1節 風水害に対する予防対策の方針

近年、全国各地で台風や集中豪雨による洪水や浸水、土砂災害の甚大な被害が発生しているが、風水害は地震や突発的な都市災害と異なりある程度の予測がされることから、事前の対策次第で被害を軽減することが可能である。

そのため、本市に発表される風水害に関する予報や注意報、警報を適切に理解するとともに、被害が予想される場合の早期体制確立など、想定される気象状況や被害程度に応じた予防対策を実施する。

第2節 気象警報及び注意報等

1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

(1) 特別警報

区分	種類	発表基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【警戒レベル5相当】	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合 【警戒レベル4相当】
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 警報・注意報

区分	種類	発表基準
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準：20
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準：90 【警戒レベル3相当】
注意報	洪水	流域雨量指数基準：平作川流域＝15.6 【警戒レベル3相当】
	暴風	平均風速 25m/秒
	暴風雪	平均風速 25m/秒で雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ 10cm

区分	種類	発表基準	
警報	波浪	東京湾側 3.0m	相模湾側 5.0m
	高潮	東京湾側 1.7m	相模湾側 1.2m 【警戒レベル4相当】
注意報	大雨	表面雨量指数基準：14 土壌雨量指数基準：54 【警戒レベル2】	
	洪水	流域雨量指数基準：平作川流域=12.4 【警戒レベル2】	
	強風	平均風速 12m/秒	
	風雪	平均風速 12m/秒 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	東京湾側 1.5m	相模湾側 2.5m
	高潮	東京湾側 1.5m	相模湾側 1.0m 【警戒レベル3相当又は警戒レベル2】
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。	
	濃霧	視程が陸上 100m、海上で 500m	
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 55%以下	
	なだれ	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。	
	低温	最低気温が、夏期は 16℃以下が数日継続、冬期は -5℃以下	
霜	最低気温が 4℃以下 発表時期は原則として 4月1日～5月20日		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報 (※)	1時間雨量 100mm		

(※) 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

2 その他の注意情報等

種 類	発表基準
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(神奈川県)で発表される。 【警戒レベル1(大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合)】
全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 (「線状降水帯」に関する情報)	全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報(関東甲信地方気象情報)」、各都府県を対象とした「府県気象情報(神奈川県気象情報)」がある。気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 警戒レベル4相当以上の状況で、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっており、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、神奈川県と横浜地方気象台から共同で発表される。横須賀市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 【警戒レベル4相当】
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【色が持つ意味と相当する警戒レベル】 <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて危険」(濃い紫) : — ※ ・「非常に危険」(うす紫) : 【警戒レベル4相当】 ・「警戒」(赤) : 【警戒レベル3相当】 ・「注意」(黄) : 【警戒レベル2相当】 ※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

種 類	発表基準
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【色が持つ意味と相当する警戒レベル】 ・「極めて危険」（濃い紫）：－ ※ ・「非常に危険」（うす紫）：【警戒レベル4相当】 ・「警戒」（赤）：【警戒レベル3相当】 ・「注意」（黄）：【警戒レベル2相当】 ※警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
土砂災害緊急情報	大規模な土砂災害が急迫している状況において、特に高度な専門的知識や技術が必要な場合（河道閉塞、火山噴火や河道閉塞による湛水を起因する土石流）は国が、地滑りの場合は県が緊急調査を行い、被害が想定される区域・時期を市に通知する。

3 警報及び注意報の発表地域の細分

	一次細分区分	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
	神奈川県	東部	横浜・川崎
湘南			茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
三浦半島			横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
西部		相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(1) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。

(2) 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域。市町村（東京特別区は区）を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

(3) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

4 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベルと状況	行動を市民に促す情報	警戒レベル相当情報（※1）		
		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
【警戒レベル5】 災害発生又は切迫	緊急安全確保	大雨特別警報 （浸水害）	大雨特別警報 （土砂災害）	高潮氾濫発生 情報
【警戒レベル4】 災害のおそれ高い	避難指示	洪水キキクル （※2） 危険度分布： うす紫（非常に 危険）	土砂キキクル （※2） 危険度分布： うす紫（非常に 危険） 土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
【警戒レベル3】 災害のおそれあり	高齢者等避難	洪水警報 洪水キキクル （※2） 危険度分布： 赤（警戒）	大雨警報 （土砂災害） 土砂キキクル （※2） 危険度分布： 赤（警戒）	高潮警報に切り替える可能性に言及する 高潮注意報
【警戒レベル2】 気象状況悪化	洪水、大雨、 高潮注意報	洪水キキクル （※2） 危険度分布： 黄（注意）	土砂キキクル （※2） 危険度分布： 黄（注意）	
【警戒レベル1】 今後気象状況悪化 のおそれ	早期注意情報			

（※1）警戒レベル相当情報が気象庁などから発表されても、同時に同じ警戒レベルの避難情報を市が発令するとは限らない。避難情報は、「第3部 第5章 避難対策」にあるとおり、時間帯や気象状況等を考慮しながら総合的に判断して発令する。

（※2）洪水キキクル：洪水警報の危険度分布
土砂キキクル：大雨警報（土砂災害）の危険度分布

第3節 噴火警報等

1 噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報

区分	内容
噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、火山現象特別警報に位置付けられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表される。

(2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分される。なお、レベル4以上の噴火警報は、「特別警報」に位置付けられている。

種別	名称【略称】	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
	又は 噴火警報		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	又は 火口周辺警報	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

(3) 降灰予報

火山噴火に伴う火山灰は、その量に応じて様々な被害をもたらすため、気象庁が降灰量の予測を含め、噴火後に、どこにどれだけの量の火山灰が降るかについて発表するものである。

① 情報発表の流れ

(ア) 降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表される。

(イ) 降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴火の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表される。

(ウ) 降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表される。

2 火山現象に関する情報

情報等の種類	内 容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項等について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項等を詳細にとりまとめた資料	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況およびその解説をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合、噴火の時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時

第2章 風水害に強いまちづくりの推進

第1節 風水害に備えた計画的なまちづくりの推進

1 基本的な考え方

本市はその地勢上、急傾斜地に近接した住家、流域が狭く短い河川、長い海岸線などの特徴があり、大型台風や集中豪雨が発生した場合、がけ崩れ、河川の急激な増水や内水氾濫、高潮など、さまざまな被害の発生が予想される。

そのため、地震災害のみならず、水害、土砂災害、高潮災害に対しても強いまちづくりを進め、地域の特性を考慮した各種事業・施策を体系的にとらえ計画的に推進する。

2 防災施設等の整備による風水害軽減の推進

(1) 水害の防止

道路や公共施設等の整備にあたっては、緑地の確保、雨水浸透性の高い舗装や排水施設の整備を推進する。

また、新規の宅地開発においては、適切な雨水調整池の整備を推進する。

(2) 高潮災害の防止

海岸保全施設の適切な維持管理と新設による防護水準の確保を図る。

(3) 土砂災害の防止

急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域など、土砂災害の危険性の高い地区においては、必要に応じた擁壁や排水施設の設置など、防災工事を推進する。

第2節 河川洪水の予防

本市は、過去に河川洪水による大きな被害を受けたが、河川の護岸や下水道施設の整備により、河川洪水が原因となる水害は大きく減少した。

今後においても、豪雨時の破堤・溢水等による氾濫防止のため、河川に関する水防施設・設備の整備と水防監視体制の強化に努める。

1 河川の改修方針

区分	概要
二級河川	県が維持管理を実施する。 (平作川については、昭和49年7月の集中豪雨で大災害を受けたことから、国の災害復旧事業等による改修が実施されている)
準用河川	浸水危険箇所の整備が完了したため、維持管理を実施する。
普通河川	暫定整備は完了したため、維持管理を実施する。

2 河川の浚渫及び維持補修

公共下水道未整備区域の排水路及び土砂堆積や既設石積の崩落の著しい河川については、必要により浚渫及び補修を行うものとする。

3 重要水防区域（河川）及び箇所指定

県は神奈川県水防計画（以下「県水防計画」という。）に基づき、大雨等の風水害時において、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所（二級河川）として、重要水防区域及び重要水防箇所を次のとおり指定する。

河川名	場所及び地先名	種別	延長等
平作川	久比里2丁目	陸閘 (りっこう)	1箇所
	衣笠栄町2丁目～ 衣笠栄町3丁目	堤防高	200m
	衣笠栄町2丁目	堤防高	200m
	衣笠栄町3丁目	堤防高	100m

4 水防警報を行う河川

水防法第16条第1項に基づき、神奈川県が水防警報を行う河川（二級河川）を県水防計画に定める。

河川名	区域概要
平作川	衣笠栄町3丁目JR橋梁から海まで
鷹取川	神応橋から海まで
竹川	左岸：武3-329-1地先、右岸：武3-319-2地先に設置した標柱から松越川合流点まで
松越川	左岸：長坂2-16-2地先、右岸：佐島773-3地先に設置した標柱から海まで

5 水位周知河川における水位到達情報

県は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【D】に達したときは、水防管理者に通知するとともに、これを一般に周知するものとする。併せて、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準を次に示す。

種類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位【C】に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【D】に到達したとき

6 氾濫危険水位等の指定

(1) 氾濫危険水位等の指定

県は、二級河川の各水位観測地点における、住民避難や水防活動の目安となる、水防団待機水位【A】、氾濫注意水位（警戒水位）【B】、避難判断水位【C】、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【D】を指定する。

(2) 河川の水位基準

区 分	概 要
水防団待機水位【A】 (通報水位)	水防団が出動するために待機する水位
氾濫注意水位 【B】 (警戒水位)	水防団が出動する目安となる水位
避難判断水位 【C】	高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫危険水位 【D】 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいい、避難指示の発令判断の目安となる水位

(3) 水位観測所名及び洪水氾濫危険水位等一覧表

河川名	水位観測所名	水防団待機水位【A】 (通報水位)	氾濫注意水位【B】 (警戒水位)	避難判断水位【C】	氾濫危険水位【D】 (洪水特別警戒水位)
平作川	根岸歩道橋	1.65m	2.50m	2.60m	3.10m
鷹取川	神応橋	1.20m	1.40m	1.55m	1.60m
竹川	大橋	0.50m	1.80m	2.00m	3.00m
松越川	新佐島橋	0.75m	1.45m	1.90m	2.35m

第3節 内水氾濫の予防

都市構造の変化や降雨形態の変化によって雨水の流出量が増加しており、全国的に浸水被害が頻発していることから、ハード対策及びソフト対策の両面から効率的で効果的な浸水対策を推進する。

1 管渠の整備・維持管理

上下水道局は、下水道整備の動脈である管渠に関しては、下水道計画区域内の未整備地区において、整備の推進を行う必要がある。

また、既設下水道管渠、水路及びその付帯施設のうち、閉塞、破損などのあるものについては、清掃、浚渫及び修繕を行い、災害時にその能力を最大限に発揮できるよう維持管理を行う。

2 排水施設の整備

関係部局は、現在、都市の集積等により浸水被害が生じている地域の浸水被害の解消に向けて、排水施設の整備を推進する。

3 雨水流出抑制策の促進

関係部局は、雨水調整池の整備、透水性舗装の促進、雨水浸透ますの設置等により雨水流出抑制を行う。

第4節 高潮災害の予防

東京湾沿岸は、その地形から台風などによる高潮の影響が大きく、風向きによっては波浪も大きくなる。

相模湾沿岸は、外洋に面しているため、台風などによる高潮及び波浪の影響が大きく、浸水や海岸浸食のおそれがある。

このことから、関係部局は、神奈川県策定の東京湾沿岸海岸保全基本計画及び相模湾沿岸海岸保全基本計画で定める防護すべき地域及び防護水準に基づき海岸保全に努める。

1 東京湾沿岸海岸保全基本計画及び相模湾沿岸海岸保全基本計画

(1) 防護すべき地域

防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予想される地域であり、具体的には、防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪などの外力は、想定外のものが発生するなど大きさに幅があり、またその対応方法にもソフト・ハード対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は、次のとおりとする。

区 分	概 要
高 潮	朔望平均満潮位に想定される最大の偏差を加えた計画高潮位に対して防護することを目標とする。
波 浪	○港湾海岸は、原則として 50 年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とする。 ○一般及び漁港海岸は、原則として 30 年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とする。ただし、背後の土地利用の状況等に応じて柔軟に対応する。

2 防潮扉等の維持管理

県は、市内にある県管理の防潮扉の維持管理を適正に行う。

3 重要水防区域（海岸）及び箇所指定

県は、高潮等の風水害時において、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所（海岸）として、重要水防区域及び重要水防箇所を次のとおり指定する。

海岸名	場所及び地先名	延長等
横須賀海岸 （大崩浜田）	秋谷 5,594 番地（字大崩 5,594 番地）から 秋谷 5,295 番地（字浜田 5,295 番）	1,333m
横須賀海岸 （長井）	長井 1 丁目 29 番地（字大木根 1,169 番地）から 長井 3 丁目 9 番地（字岡崎 9 番地）	270m
	防潮扉 1 号から 2 号	2 箇所(10m)

4 水防警報を行う海岸

水防法第 16 条第 1 項に基づき、県が水防警報を行う海岸は次のとおりである。

海岸名 地区海岸名	区 域
横須賀三浦海岸 長浜地区	横須賀市長井町字長浜 3,882 番地先に設置した標柱から 三浦市初声町和田字赤谷 3,522-12 番地に設置した標柱まで
横須賀海岸 長井地区	横須賀市長井町字大木根 1,169 番地先に設置した標柱から 横須賀市長井町字岡崎 9 番地先に設置した標柱まで
横須賀海岸 秋谷地区	横須賀市秋谷字海老田 4,282 番地先に設置した標柱から 横須賀市秋谷字後 321 番地先に設置した標柱まで
横須賀海岸 大崩浜田地区	横須賀市秋谷字大崩 5,594 のイ番地先に設置した標柱から 横須賀市秋谷字浜田 5,295 番地先に設置した標柱まで

5 水位周知海岸における水位到達情報

県は、知事が指定した海岸について、水位が高潮特別警戒水位に達したときは、水防管理者に通知するとともに、これを一般に周知するものとする。併せて、避難のための指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

また、県は、高潮特別警戒水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫発生情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

種類	発表基準
高潮氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到した場合、または高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫したものと推測される場合（ただし、高潮特別警戒水位に達した場合でも、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されない場合は除く）
高潮氾濫発生情報解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合

6 高潮特別警戒水位の指定

(1) 高潮特別警戒水位の指定

県は、水位周知海岸の水位観測所における、住民避難や水防活動の目安となる、高潮特別警戒水位を指定する。

(2) 水位観測所名及び高潮特別警戒水位等一覧表

海岸名	水位観測所名	高潮特別警戒水位	区域
横浜港南部	横須賀	T. P. 1.40m	横浜港海岸 根岸湾周辺地区、金沢地区、平潟湾周辺地区、 横須賀港海岸 追浜地区 堀割川、宮川、侍従川、鷹取川
横須賀港北部	横須賀	T. P. 1.70m	横須賀港海岸 追浜地区、深浦地区、長浦地区、本港地区、 新港地区、平成地区、大津・馬堀地区、 走水地区、観音崎地区 鷹取川
横須賀港南部	横須賀	T. P. 1.80m	横須賀港海岸 鴨居地区、浦賀地区、久里浜地区、野比地区 平作川
金田湾	横須賀	T. P. 1.50m	北下浦漁港地区 長沢地区、津久井地区

海岸名	水位観測所名	高潮特別警戒水位	区域
相模灘 東部	油壺	T.P. 1.10m	横須賀三浦海岸 横須賀海岸 竹川・松越川

※T.P. (Tokyo Peil) …東京湾平均海面。日本の標高の基準となる海水面の高さ。よって、「T.P. 1.10m」は、東京湾平均海面より 1.1メートル高い海面を意味する。

第5節 土砂災害の予防

土砂災害は、地形や地質等を素因とし、集中豪雨や長雨などを誘因として発生するものであり、土砂災害の未然防止と発生した場合の被害最小化のため、危険箇所の把握と平時からの防災対策の推進に努める。

1 ハード対策の推進

土砂災害を防止するため、県による急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域の指定による土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、危険ながけや擁壁の安全管理の助言をし、個人が行うがけ崩れ対策工事を促進する。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地の崩壊により相当数の住家に被害が生じる地域を、市長の意見を聞いて県知事が指定する。

項目	概要
指定基準	○傾斜度が 30 度以上、かつ高さが 5 m 以上のがけ ○崩壊により危害が生じるおそれがある住家が 5 戸以上、又は 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある区域

(2) 地すべり防止区域の指定

地すべり等防止法第 3 条に基づき、現に地すべりを起こしている区域または地すべりをするおそれのきわめて大きい区域と、これと隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発するおそれのきわめて大きいもので、公共の利害に密接な関連を有するものを、県知事の意見を聞いて国土交通大臣が指定する。

(3) がけの改善事業

事業等の名称		対象の概要	内 容
県の事業	急傾斜地崩壊対策事業	○角度 30 度以上、高さ 5 m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 5 戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施
市の事業	既成宅地防災工事等助成事業	○角度 30 度以上、高さ 2 m 以上の自然がけ又は防災工事済みであるが変状が著しいがけ ○がけの上又は下に住居がある	個人が行う既成宅地のがけ崩れ防止のための防災工事の助成を行うとともに、工事費の市内の銀行、信用金庫等からの融資を紹介する。
その他	宅地防災工事に係る融資制度	宅地造成等規制法、急傾斜地法、建築基準法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けた者	防災措置命令等を受け、市民が自ら宅地防災工事を行う場合、(独)住宅金融支援機構により工事費の貸付を受けられる。

2 土砂災害防止法による対策の推進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、特定の開発に対する許可制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的とする。

(1) 土砂災害（特別）警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域として「土砂災害警戒区域」を、土砂災害によって、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として「土砂災害特別警戒区域」を指定する。

種 別	災害種別	区 域
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面上端から 10m 以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内）
	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域
	地すべり	地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）において、地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250 m を超える場合は、250m）の範囲内の区域
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり	土砂災害警戒区域のうち、土石などの移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石などの移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土砂災害特別警戒区域内における各種規制

土砂災害特別警戒区域においては、非自己用住宅、社会福祉施設、学校、医療施設などの開発行為に対する許可制（県知事）、新築建築物等の構造規制（市建築主事又は指定確認検査機関）、建築物の移転などの勧告（県知事）がなされることとなる。

3 その他の対策

(1) 都市計画法による特定開発行為の規制

都市計画法は、都市計画区域内における一定の開発行為を規制するため開発許可制度を設けており、法第 33 条第 1 項第 7 号により、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていることが許可の基準の一つとして規定されている。

また、同項第 8 号においては、自己居住住宅や業務用の非居住建築物等以外の目的での開発許可にあつては、開発区域内に次の土地を含まないこととされている。

- ・ 建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域
- ・ 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
- ・ 土砂災害防止法第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域

(2) 宅地造成等規制法に基づく防災の指導

都市部は、宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域として市域の約 80%を指定し、計画、構造、施工等について指導する。

(3) 安全管理の啓発等

建設部は、県と連携し、がけ崩れ災害を防止するため、がけの所有者に対して安全管理に関するパンフレットを配布するなど、がけ崩れを誘発する行為の防止や日頃からがけの現況を把握するよう啓発する。

また、毎年土砂災害防止パトロールを実施するほか、市民からの情報に基づき調査を行い、必要に応じて改善工事の助言を行う。

第6節 その他都市施設の防災化の推進

1 道路の防災対策

(1) 道路の安全性の確保

関係部局は、都市計画道路をはじめとした幹線道路の拡充に努めるとともに、急傾斜地に隣接する道路については、法面処理工や落石覆工などの対策を実施する。

また、浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上防止等、転落防止対策を推進する。

(2) 資機材、人員の確保

関係部局は、災害時に備え、応急復旧に必要な資機材や人員が不足する場合を考慮し、平常時から業界団体等との協定を締結し、道路の早期啓開を実施できる体制を整える。

2 建築物等の防災化

(1) 建築物の災害対策

建築物における風水害への備えや災害危険箇所等について、所有者、管理者、占有者等に周知し、自主的な防災工事への取り組みを促す。

(2) 公共建築物等の災害対策

風水害時避難所や公共施設については、浸水や土砂災害に対する安全性を検証し、必要に応じて対策を講じるなど、災害時においてもその機能を維持できるよう努める。

特に、施設に地下空間を有している場合は、地下浸水による人的被害や施設の機能停止を防止するため、必要な浸水被害防止策を講じる。

また、施設に付属する設備や敷地内樹木、街路樹等の適切な維持管理を実施し、台風等による倒壊や倒木等の予防に努める。

(3) 文化財等の災害対策

管理者等に対する防災知識の普及を図り、管理・保護について指導、助言を行う。

文化財指定の建物については、適時・適切な修理や周辺環境の整備を行い、風水害に対する予防措置を図る。

第7節 ライフライン施設の強化

1 水道施設の対策

風水害時における水道施設の安全対策を次のとおり実施する。

項目	概要
施設の適切な維持管理	風水害に対して安全な構造となるよう、必要な防護施設の整備を行う。
対応体制の強化	○災害に備えた各種計画の向上 ○職員の被災時対応能力の強化 ○他都市、民間企業との連携強化

2 下水道施設の対策

風水害時における生活環境保全のための対策を実施する。

項目	概要
ポンプ場・処理場における対策	○風水害時に円滑に排水が行えるよう、下水処理場やポンプ場等主要施設に防護設備を整備する。 ○自家発電装置の設置及び浸水対策を進める。
対応体制の強化	○災害に備えた各種計画の向上 ○職員の被災時対応能力の強化 ○他都市、民間企業との連携強化

3 その他ライフライン施設の対策

電気、ガス、電話・通信施設等のライフラインは、市民生活及び施設の機能維持に欠かすことのできないものであることから、風水害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や耐水化、代替設備の整備などの対策を実施する。

なお、具体については、「地震災害対策計画編第2部第1章第3節 ライフライン施設の強化」に準じる。

4 鉄道施設の対策

風水害時における旅客の安全と円滑な輸送を確保できるよう次の対策を実施する。

項目	概要
施設・設備の防災化	○盛土、のり面、橋りょう、高架橋などの施設の点検を行い、必要に応じて補強を行う。 ○あらかじめ、風水害時における要注意構造物を特定しておく。
運行停止時の対応の検討	○災害により運行停止した場合の旅客への対応について、事前に検討する。 ○駅舎・駅周辺での旅客の混乱防止措置について、事前に検討する。

第8節 公共の空地、施設の事前把握

大規模な風水害の発生時においては、地震災害時と同様に防災関係機関による救援活動や応急仮設住宅の建設、災害廃棄物の処理など様々な応急対策活動や復旧復興活動が並行して行われ、これらの活動のために多くの公共空地や施設（以下、空地等）が必要となり、更にはそのニーズは時系列で変化していく。

そのため、地震災害に備えた空地等の情報を活用し、災害発生時には空地等を主要対策のために利用する。

第9節 円滑な復興・復旧のための事前対策

関係部局は、円滑な災害復旧・復興に資するため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努める。

第3章 防災力強化の取り組み

第1節 消防力の整備・強化

1 風水害への対応力の強化

消防局は、風水害時の水防活動や避難誘導などの応急対策を実施するため、職員の非常配備体制を整えるとともに、ゴムボート、船外機、ショベル、つるはし等の風水害対応資機材を消防署所等に整備し、風水害への対応力強化を図る。

2 消防団の対応力強化

消防団は、風水害対応資機材を整備するとともに、地域特性の理解や水防訓練の実施等による活動技術の習得により対応力の強化を図る。

3 水災消防計画等の策定

風水害時における水災の警戒、防ぎよ等の活動及び住民救出活動の効果的な実施を図るため、水災警防規程等の事前計画を策定する。

第2節 情報受伝達体制の整備

1 風水害に関する情報収集・伝達体制の整備

関係部局は、関係機関が実施する気象予報・警報等の防災情報の質的向上のための観測・測定施設の整備に協力するとともに、観測データ等の相互利用を進めるなど連携強化に努める。

なお、情報伝達体制の整備については、「地震災害対策計画編第2部第2章第2節 情報通信網の整備」から「第4節 行政情報管理システムの保護」に準じ実施する。

2 噴火に関する情報収集体制の整備

富士山が噴火した場合の本市への影響は、噴火の規模や風向、降雨等の状況に左右されるため、情報収集が非常に重要となる。

このため、関係部局は、神奈川県及び関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図り、富士山噴火時における適切な判断が行えるようにする。

第3節 防災備蓄の推進及び給水体制の整備

各部局は、風水害に対する必要な資機材を整備する。

その他、防災備蓄及び応急給水については、「地震災害対策計画編第2部第2章第6節 飲料水等の給水体制の整備」に準じ実施する。

第4節 学校等の防災力の強化

1 防災体制の構築推進

教育委員会は、風水害時における児童・生徒・教職員の安全確保のため、「地震災害対策計画編第2部第2章第7節 学校等の防災力の強化」に準じ、所管する学校及び幼稚園（以下、学校（園））における防災体制を構築するとともに、これらが各学校（園）や地域の実態に即したものになるよう見直しや改善の指導・助言を適宜行う。

また、学校（園）は、教職員並びに児童生徒に対し、大雨、強風、台風、高潮等の風水害による被害防止のための防災教育を実施する。

2 私立学校や社会福祉施設、児童福祉施設等の安全対策の推進

市内の私立学校は、県からの指導により安全対策を推進する。また、市内公立校学校と同様の対応をとることも重要であるので、関係部局は、本市の防災対策に関する情報を提供する等の支援を行う。

また、高齢者や障害者等が利用する社会福祉施設や「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」で対象とする認可保育所、幼稚園、認可外保育施設、学童クラブ等児童が通所して利用する施設や入所する児童養護施設等（以下、児童福祉施設等）における安全対策については、「地震災害対策計画編第2部第11章第3節 要配慮者対策の推進」及び「第4節 児童福祉施設等における防災対策の推進」に基づき実施する。

2 風水害時の避難に関する普及啓発方法

風水害時に安全に避難を行うためには、風水害時避難所の意味合いの理解や場所を日頃から把握することが大切であるとともに、状況に応じた適切な避難行動をとることが重要である。

そのため、危機管理課は避難体系図や風水害時避難所などを掲載した防災マップを作成し、配布又はホームページ等で公開することにより、普及啓発を実施する。

第2節 風水害時避難所等

風水害時避難所とは、大雨や台風などの風水害により自宅が被害を受ける、又は被害を受ける危険度が高まった場合など、避難が必要となった方が一時的に避難する施設である。

1 風水害時避難所の指定及び指定解除

危機管理課は、浸水や土砂災害からの安全性を考慮して風水害時避難所を指定する。

また、指定した施設に変更があった場合や浸水想定区域などの警戒を要する区域指定があった場合は、必要に応じて風水害時避難所指定の解除を実施する。

項目	概要
風水害時避難所の選定基準（概要）	<p>風水害時避難所として選定するには、原則として、次の各項に掲げる要素を満たしていることを要する。</p> <p>ただし、従前から応急避難所（風水害）として選定されていた施設に限り、地域状況を鑑みて、必要と認める施設にあっては、以下の基準に関わらず選定することができる。</p> <p>1 施設の要素</p> <p>(1) 避難者を収容するスペースとして合計 40 m²以上の床面積を有すること。 （避難者 1 人あたりの占有面積を 2 m²として、20 人以上収容）</p> <p>(2) 固定電話を有すること。</p> <p>(3) 主たる施設管理者や鍵の管理者が定められており、無人の時間帯にあっても市からの連絡に応じて施設を開放することができること。</p> <p>2 立地的要素</p> <p>(1) 建物が各種浸水想定区域外であること。</p> <p>(2) 建物が土砂災害特別警戒区域外であること。</p> <p>(3) 建物が土砂災害警戒区域内にある場合は、下記項目を満たしていること。ただし、学校施設（校舎・体育館）は除く。</p> <p>① 高さ 5 m 以上かつ傾斜角 30 度以上の自然がけ（土砂の崩落を防止する工事が施工されていないもの。）の下端に面している場合は、下記項目に示すような、土砂の崩落から避難者を一時的に守るために有効な構造等を有していること。</p> <p>ア 斜面との間に他の建物や河川などの構造物があり、土砂崩落の影響を直接受けることが少ない立地であること。</p> <p>イ 建物が鉄筋（鉄骨）コンクリート造であること。</p> <p>ウ 土砂崩落に対して有効な防護壁が整備されていること。</p> <p>② 他の避難所へ移動する場合の主たる経路が土砂災害特別警戒区域を通過せず、車や徒歩により容易に移動できること。</p>

2 避難所の周知

危機管理課は、避難が円滑に行われるようにホームページや防災マップ等を活用し、市民にあらかじめ避難所を周知する。

また、避難時の諸注意についても合わせて周知を図る。

3 自主避難者受け入れ体制の整備

危機管理課は、風水害時に自らの判断で避難を希望する方を受け入れる施設について、コミュニティセンターと体育会館を自主避難所と定め、その中から気象の状況や風水害の規模により、開設する施設を決定する。

また危機管理課は、自主避難所を運営する職員をあらかじめ定め、研修を実施するなど必要な準備を行う。

第3節 浸水想定区域等における警戒・避難体制の整備

1 浸水想定区域等の把握・周知

本市及び関係機関は、大雨や高潮による浸水が予測される地域における浸水情報の伝達、円滑かつ迅速な避難体制の確立を図るために必要な事項を次により定める。

(1) 浸水想定区域の指定等

県は、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により、本市域の二級河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、洪水浸水想定区域図を公表する。

また県は、水防法第14条の3に基づき、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により、本市域の海岸について氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定し、高潮浸水想定区域図を公表する。

上下水道局は、水防法第14条に基づき、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により、本市域の公共下水道施設が雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、雨水出水浸水想定区域として指定する。

(2) ハザードマップの作成

危機管理課は、県作成の洪水浸水想定区域図に基づき、平作川、鷹取川及び竹川・松越川の洪水浸水想定区域における水位情報の伝達方法、風水害時避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた洪水ハザードマップを作成・公表する。

また、県作成の高潮浸水想定区域図に基づき、東京湾沿岸及び相模灘沿岸の高潮洪水浸水想定区域における水位情報の伝達方法、風水害時避難所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた高潮ハザードマップを作成・公表する。

上下水道局は、下水道の雨水排水能力を超える降雨により、雨を河川等の公共の水域に放流できない場合に発生する浸水の予想区域、浸水に対する事前の備え、避難所などの情報を示した内水ハザードマップを作成・公表する。

2 情報の伝達

危機管理課は関係部局と連携し、浸水想定区域における情報の伝達体制を次のとおり整備する。

項目	概要
防災行政無線	防災行政無線放送による伝達
防災情報メール	防災行政無線の放送内容をメールにより配信
防災情報テレホンガイド	防災行政無線の放送内容を自動音声により案内
SNS	市公式ツイッター、LINEにより配信
テレビのデータ放送	防災行政無線の放送内容をテレビの文字情報により案内
広報車	水位情報、避難指示を対象区域に伝達
各戸への巡回	避難指示の対象世帯の巡回による避難呼び掛け

第4節 土砂災害警戒区域等における警戒・避難体制の整備

本市では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等における避難情報等の伝達方法、避難所、その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を次により定める。

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域として「土砂災害警戒区域等」を指定する。

2 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備の一環として、土砂災害警戒区域等や風水害時避難所等を地図上に示した「土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表することで、風水害時における避難の普及啓発を行い、市民の防災意識の向上を図る。

3 情報の伝達

土砂災害警戒区域等における情報の伝達体制は、「第3節 浸水想定区域等における警戒・避難体制の整備」に準じ整備する。

4 要配慮者利用施設への情報伝達

要配慮者利用施設への情報伝達については、「第5節 地下街や要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備」に準じ、関係部局が危機管理課と連携し整備する。

第5節 地下街や要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備

1 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等及びの範囲

水防法に規定する地下街等及び大規模工場等の範囲、また、水防法及び土砂災害防止法に規定する、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの（以下、要配慮者利用施設）の範囲は、次のとおりとする。

項目	概要
地下街等の範囲 ※1	地下街、地下鉄駅、地下駐車場等
大規模工場等の範囲 ※1	延べ面積が1万㎡以上で所有者又は管理者から申出があったもの
要配慮者利用施設の範囲	○社会福祉施設（高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設、その他これらに類する施設）※2 ○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む） ○病院、助産所、診療所（有床に限る）

※1 令和3年度において浸水区域内における地下街等及び大規模工場等の該当施設なし。

※2 土砂災害警戒区域、洪水及び高潮浸水想定区域内にあるその他これらに類する施設は、別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地」のとおり。

2 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設への情報伝達

危機管理課は、水防法第15条に規定する洪水予報等を伝達しなければならない浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、「緊急通信FAX」等を用いて避難情報や水位情報などの情報伝達する体制を整備する。

項目	概要
伝達内容	○平作川、鷹取川、竹川・松越川における避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報 ○東京湾沿岸、相模灘沿岸における高潮特別警戒水位到達情報 ○避難指示及び緊急安全確保 ○その他、浸水対策上、有効な情報

第5章 災害対応組織の整備

第1節 初動体制の強化

風水害時は、警戒、初動段階における気象警報等の伝達や事前の対策により被害を軽減できる可能性があるため、次により風水害時における配備体制等の強化を推進する。

1 警戒期・初動期の連絡体制の確立

警戒期・初動期における連絡体制を次のとおり整備する。

連絡手段	概要
気象警報、水防警報等の受伝達	関係部局は、気象庁が発表する気象警報や県が発表する水防警報等を迅速・適確に受伝達できる体制を整備する。
緊急情報メール	危機管理課は、音声通話の規制や通信の輻輳がある状態でも比較的通信が確保される電子メールにより、職員に配備体制を一斉同報する体制を整備する。
各部局における緊急連絡	災害発生時には、通話が集中することによる通信の輻輳や、通信事業者による通話規制が予想される。 そのため、各部局は緊急情報メールの活用を図るとともに、勤務時間外においても適切に職員間の連絡が行われるよう連絡体制の整備を図る。

2 職務代行者の事前指定

警戒・初動期において、幹部職員が参集するまでの間、または幹部職員の判断を仰ぐことができない場合の意思決定を遅滞なく行うため、次のとおり市長及び各部局長の職務代理者を、第3順位まで事前に定める。

被代理者	職務代理者とその順位
市長 (災害対策本部長)	第1順位 副市長 第2順位 副市長 第3順位 市長室長
副市長 (災害警戒本部長)	第1順位 副市長 第2順位 市長室長 第3順位 危機管理課長
各部局長	各部局活動細部計画で指定する。

第2節 災害に対する組織体制

本市では、次の組織体制により風水害時の災害応急対策を行うものとする。

1 風水害対応に関する設置組織の区分

(1) 各部局対応

通常業務の延長線上で、情報収集や各種（事前）対策を実施する。

(2) 災害警戒本部

災害対策本部の設置に至らない状況においては、横須賀市災害警戒本部設置要綱に基づき「横須賀市災害警戒本部」（以下、災害警戒本部）を設置し、災害種別に応じた関係部局が情報共有を行うことにより、本市域における災害対策等を推進する。

(3) 災害対策本部

大規模な風水害による被害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、「横須賀市災害対策本部」（以下、災害対策本部）を設置し、本市域における総合的な災害応急対策等を推進する。

2 配備指令の発令基準等

各部局対応、災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発表または発生した場合に事態の推移に合わせて設置・配備する。

設置区分	配備指令種別	配備指令発令基準	配備部局
各部局対応	部局配備	大雪注意報又は大雨、洪水、高潮、暴風の警報のいずれかが発表されたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	○大雨、洪水、高潮、暴風等により市内で災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき ○大雪、暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき ○台風接近により災害発生のおそれがあるとき ○富士山に対する噴火警報が発表されたとき (※)	全部局 (※)
災害対策本部	1号配備	○風水害、火山噴火による被害が多発または継続したとき、又はそのおそれがあるとき ○本市に特別警報（火山噴火を除く）、または神奈川県東部に「顕著な大雨に関する情報」が発表されたとき。ただし、特別警報等が発表された段階において、2号配備または3号配備に該当する被害が生じている場合は、その状況に応じた配備体制とする	全部局
	2号配備	○台風、集中豪雨等により市域の複数力所で甚大な被害が発生し市域に被害が拡大したとき、又はそのおそれがあるとき ○災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
災害対策本部	3号配備	台風、集中豪雨等により市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局

※ 富士山に対する噴火警報の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

3 配備職員の事前指定等

(1) 配備職員の指定

各部局長は、各配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集し応急対策等を行うため、配備職員数の基準により配備する職員及びその配備場所を事前に指定するものとする。

設置組織及び配備内容		配備職員数の基準
各部局対応	部局配備	各部局の活動細部計画により定める。
災害警戒本部	警戒配備	連絡・調整又は軽微な災害応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
災害対策本部	1号配備	応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
	2号配備	
	3号配備	全職員

(2) 実践的な応急体制の構築

各部局長は、配備職員の指定にあたっては、災害が発生した場合の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう職員の居住地、災害規模、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等による参集困難等を勘案した実践的な配備体制となるよう考慮する。

また、災害時の参集及び配備、自己の任務について認識させるとともに、参集途上や初動時から適切な行動がとれるよう努める。

4 訓練等の実施

風水害の発生を想定した参集訓練、災害対策本部の運営訓練など、実災害時に災害対応組織が円滑に機能することを目的として、各種訓練を実施する。

5 指定管理者への監督等

本市は、一部の公共施設の管理について、住民サービスの向上等を図るため、指定管理者制度により民間事業者等に施設運営を委ねているが、公共施設は、災害時には応急活動拠点等の重要施設としての役割を果たすことになる。

このことから、関係部局は指定管理者制度により施設を運営する場合は、災害発生時に適切な安全管理及び施設の機能維持が行われるよう指定管理者と調整を図る。

第6章 災害に強い人づくり・地域づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

風水害による被害を最小限に留めるためには、行政機関と住民が連携して活動することが重要である。

そのため、行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民がともに正しい知識と経験を持つことを目的として防災知識の普及啓発に努める。

1 本市職員への防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという、本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につける。

また、災害に対する本市の責務を遂行するため「地震災害対策計画編第2部第10章第3節 防災訓練等の実施」により防災訓練を実施する。

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施	○風水害に関する知識
危機管理カードや 啓発資料の作成・配布	○地域防災計画等の内容 ○職員のとるべき行動
各種防災訓練への参加促進	○応急救護の方法
新規採用時の研修会実施	○その他必要な事項

2 市民への防災知識の普及

本市及び防災関係機関は、市民等を対象に下表による防災知識の普及・啓発や、「地震災害対策計画編第2部第10章第2節 自助のための防災力の向上」及び「第3節 防災訓練等の実施」に示す非常用備蓄品及び持ち出し品の周知や、訓練を行い、自助のための防災力の向上を図る。

なお、普及・啓発に際しては、要配慮者（外国人を含む。）への防災知識の普及について十分に配慮する。

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に対する防災講話	○自主防災活動の重要性 ○気象や風水害に関する知識と日頃の備え
防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策 ○自宅における安全確保の方法 ○風水害時における避難の判断方法
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	○風水害時避難所の役割
広報紙の活用	○応急救護、救出救助、安否情報の確認の方法 ○大雪時の外出自粛や自宅周囲の除雪等、住民自らの雪への対応
SNS（市公式ツイッター、LINE）の活用	○災害教訓の伝承 ○その他必要な事項

第2節 災害ボランティア活動の環境整備

風水害後の家屋内の清掃や住宅周辺の清掃、廃棄物の運び出しなど被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応し、生活の安定と再建を進めるには、ボランティアの協力が不可欠である。

そのため、災害発生時に被災者を支援するボランティアの活動が円滑に行えるよう、「地震災害対策計画編第2部第10章第4節 災害ボランティア活動の環境整備」に基づき、関係団体と連携した環境整備や被害状況に応じたボランティアの受入体制を整備する。

第3節 災害に強い地域づくりの推進

1 地域における防災活動の推進

災害発生時には防災関係機関による防災活動のみならず、地域における自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

とりわけ、風水害に関しては、事前に気象情報等の情報を収集することにより被害の軽減が図れることから、「地震災害対策計画編第2部第11章 災害に強い地域づくりの推進」に基づき風水害の特性を考慮した取り組みを着実に推進する。

2 事業者による被害軽減の取組み

事業者は、「地震災害対策計画編第2部第11章第2節 事業者の防災活動の促進」に基づき防災活動を推進する。なお、事前に予想される風水害の被害予測時間帯によっては、従業員等の早めの帰宅を推進する等、帰宅困難者の発生防止のための必要な体制を整備する。

第4節 要配慮者対策の推進

1 要配慮者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう、「地震災害対策計画編第2部第11章第3節 要配慮者対策の推進」に示す横須賀市災害時要援護者支援プランを運用するなど、風水害の特性を踏まえた要配慮者対策を推進する。

なお、自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設などの要配慮者利用施設管理者は、次のとおり防災対策を実施する。

項 目	基 本 方 針
設備等の安全化	排水施設の適切な管理を行うとともに、重要施設については防水対策を実施し、ライフライン停止時においても施設機能を維持できるように努める。
備蓄等の推進	ライフライン等の停止の際にも、施設利用者の生活維持ができるよう、非常発電設備や非常用給水設備の整備、非常用食料、医薬品や感染症対策品の備蓄に努める。
防災教育、 防災訓練の充実	職員の風水害対応に関する知識や対応能力の向上を図るとともに、利用者の状況に応じた防災訓練を行う。
緊急連絡体制の 整備	○保護者や家族等と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡網や安否確認の方法を整備する。 ○災害時における輻輳・通話規制時においても関係機関へ連絡が行えるよう、携帯電話メール等による通信運用の整備に努める。
施設入居者への 防災知識の普及	施設の利用者に対して、管理者から災害時における対応を平素から周知徹底する。
防災計画の策定	風水害時には施設の立地条件等が大きく影響するので、ハザードマップ等を参考に土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害リスクを把握し、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めた実効性のある防災計画を作成する。
地域社会との連携	災害時における避難行動を円滑に行うため、日頃から地域にとけ込んだ施設となるよう、地域住民との連携を強め、災害時には協力が得られる体制づくりに努める。

2 避難確保計画の作成

(1) 避難確保計画の作成

別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地」に定める、土砂災害警戒区域、洪水及び高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第1項又は土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、次に掲げる内容を定めた避難確保計画を作成し、市長に提出する。

- ア 洪水時等又は土砂災害時の防災体制に関する事項
- イ 利用者の洪水時等又は土砂災害時の避難誘導に関する事項
- ウ 洪水時等又は土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 洪水時等又は土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項
- カ その他利用者の洪水時等又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(2) 避難訓練の実施、報告

別紙に定める要配慮者利用施設は、水防法第 15 条の 3 第 5 項又は土砂災害防止法第 8 条の 2 第 5 項に基づき、洪水時等又は土砂災害に関する情報等の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を実施し、市長に報告する。

(3) 自衛水防組織の設置

別紙に定める要配慮者利用施設は、水防法第 15 条第 1 項に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行うため、自衛水防組織を設置するよう努める。

3 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制

国、県、市は、協力・連携し、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成 29 年 6 月 国土交通省 厚生労働省）」を参考とした避難確保計画の作成支援・点検等の体制を構築する。

【参考】点検の際の役割分担の考え方

非常災害対策計画の点検に際しては、民生主管部局等が施設の運営等に関する事項について、防災担当部局が避難先等に関する事項について次の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に進める。

計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○（施設内の体制）	○（防災情報）
(イ) 避難誘導	○（利用者の誘導方法）	○（避難先、避難路）
(ウ) 避難施設	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自衛水防組織	○（組織）	○（業務内容）

出典 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における 避難計画点検マニュアル（平成 29 年 6 月 国土交通省 厚生労働省）」

4 外国人への支援

市長室は、日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の災害時における安全を確保するため、NPO法人横須賀国際交流協会等関係団体及び関係部局の協力のもと、次のとおり実施する。

項目	基本方針
外国人向けの防災・災害情報の提供	○在住外国人向けの多言語パンフレットの配布のほか、ひらがな・英文による防災情報メールサービスを提供する。 ○外国人及び災害時外国人サポーター向けの講座を開催するなど様々な機会を通じて、防災・災害情報の提供を行う。

項 目	基 本 方 針
情報提供時の配慮	<p>○多言語による情報提供を行うとともに、生活習慣等に違いがあることから、日本では常識である情報についても積極的に提供する。</p> <p>○避難に関する案内や情報提供の際に、やさしい日本語やピクトグラム(絵文字)を使用する等の工夫を図る。</p>
国際交流ボランティアの活用	<p>平時から国際交流ボランティア団体の活動を支援し、在住外国人への防災・災害知識の普及啓発に努める。</p>
外国人向け防災放送	<p>気象警報など緊急性の高い情報については防災行政無線で日本語と英語の放送を行う。</p>
外国人を交えた防災訓練	<p>○地域に居住する外国人の状況を把握した上で、町内会・自治会等の協力を得ながら、外国人を交えた防災訓練を実施する。</p> <p>○外国人を雇用している企業では、外国人を交えた防災訓練の実施を心がける。</p>

第5節 児童福祉施設等における防災対策の推進

1 施設等の防災対策の推進支援

関連部局は、児童福祉施設等において、災害に対する安全対策が適切に図られるよう「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」を策定し、防災環境の整備や支援等を行う。

2 施設等における安全対策

児童福祉施設等の施設管理者は、「第4節 要配慮者対策の推進」及び「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」に基づき、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施など、施設における防災対策の充実を図る。

第6節 男女共同参画の推進と多様な性の尊重

関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努める。

その際は、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。

また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施するものとする。

